慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	鈴木譲一 市川久仁共著 損害保険経営論
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.1 (1956. 1) ,p.68(68)- 72(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19560101-0068
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560101-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

だ」（同上）という、正しい反省・不滿から考えだされたものではあるが、石渡氏が「封建制が强いから富農がたちまち寄生化してゆくのではなく、寄生化が有利である物質的構造（生產力構造）のゆえに、封建制が異常に强いものとしてあらわれるのである」（同上）というとき、生產力論的偏向に陷つているといわざるをえない。蓋し、そのような「生產力構造」自體がまた生產關係によつて規定されたものであつたからである。生產力は生產樣式の一面にすぎない。石渡氏の論理では、すべてが「生產力構造」に規定され、しかも、その「生產力構造」たるや「土地生產力」水準にほかならなかつた（二一頁以下をみよ）のであるから、地理的條件によつて生產諸關係が說明されてしまうことになり、生產力の根源たる人間の「運動的かつ革命的な」役割（經濟評論、一九五五年九月號の拙稿參照）が見失われてしまうこととなる。

ところで、全體的に土地生產力の低い東南アジアに寄生地主化が支配的となつた理由を「生活水準の低いこと、その結果小作量率も高い……ため、結局日本の場合と同樣な寄生地主成立の關係ができ上る。これに反し、ヨーロッパでは、土地生產力が低い上に、農民の生活水準が高いので、……アジアとは逆の方向をとらざるをえなかつたものと考えられる」（二四二頁）と說明し、土地生產力の他に、生活に準なるファクターを導入せざるをえなかつたことは、氏の「生產力構造」理論の破綻を示すものといわなければならない。

その他なお多くの承服しえない諸點の存するところであるが、とにかく本書は、じゆうらいとりあげられてきた論爭的諸問題に對して懼れることなく積極的な見解を展開されている點で敬意を表すべきものであり、本書への批判者は、本書でとりあげられた諸問題に對する自己の積極的な見解をもつことを要請される。その意味において、「多くの大膽な問題提供」（序、二頁）をされた本書は、「討議資料を提供する」という所期の目的を達しているものと言えよう。

（A5判、二八三頁、有斐閣、昭和三十年六月三十日、定價三九〇圓）

（常盤　政治）

鈴木讓一　市川久仁　共著

『損害保險經營論』

わが國の商法は、保險を損害保險と生命保險とに分類し、損害保險に關する總則において、商法第六二九條〔定義〕「損害保險契約ハ當事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ塡補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。」生命保險に關しては同じく第六七三條〔定義〕「生命保險契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ一定ノ金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。」と規定している。保險（insurance, assurance, Versicherung, Assekuranz）を損害保險と生命保險とに分類することには、既に疑問の持たれているところであるが、上述の商法の規定に基づいてここに兩保險を定義するならば、「損害保險とは、當事者の一方すなわち保險者が、偶然な一定の事故（保險事故）によつて生ずることあるべき損害を塡補することを約し、相手方すなわち保險契約者がこれにその報酬（保險料）を與えることを約する保險」、「生命保險とは、當時者の一方すなわち保險者が、相手方すなわち保險契約者または第三者の生死に關し一定の金額を支拂うべきことを約し、相手方がこれにその報酬を與えることを約する保險」[1]と云うことになろう。

ドイツの一九〇八年の保險契約法およびフランスの一九三〇年の保險契約法では、保險を損害保險（Schadensversicherung）と人保險（Personenversicherung）とに二分し、後者に生命保險（Lebensversicherung）、傷害保險（Unfallversicherung）等を含めている。アメリカでは各州の保險法は、保險を生命保險（Life insurance）、火災保險（fire insurance）、海上保險（marine insurance）および災害保險（casualty insurance）と分けていて、大體において生命、火災、海上の三保險以外の身體の傷害または財產の損害に對する保險が災害保險の中に入れられている。つまり保險を損害保險と生命保險とに分ける方式はわが國商法の特色であつて、この場合損害保險は〈生命保險以外の保險〉（non-Life insurance）を指すものと通常は解されている。[2]

（註1）　國家試驗研究叢書⑩「保險・海商法」問題二八。

（註2）　園　乾治氏「保險學」（一一二―一一三）「損害保險は、事件によつて惹き起された影響を評價し、それに從つた量額の保險給付を行う保險である」。印南博吉氏「總說」（七頁）（損害保險實務講座　第一卷　損害保險總論　東京海上火災保險企畫室編集）「損害保險とは、一定の偶然事實に因る損害を塡補するための經濟準備の方法として、多數の經濟體が結合し、その偶然率に從つて公平な負擔を行なう經濟施設である」。これらは保險經濟學者による損害保險の定義である。

さて損害保險の經營に關する書物としては、古くは葛城照三氏の「損害保險經營論」（昭和十五年十二月廿九日、有光社）、最近では損害保險實務講座　第二卷　「損害保險經營」（東京海上火災保險企畫室編集、昭和二十九年六月三十日、有斐閣）、そのほか部分的にか、あるいは特殊な問題としてこれに觸れた書物も無くはないが、[3]その數は――生命保險經營のそれに比しても――決して多いものではない。そしてこのことは廣く保險學を法律學の所屬から解放し、統一的にして機能的な保險經濟學の確立の、やはり大きな一障害となつていたが、戰後のわが國においても、生命保險經營と並んで損害保險經營の研究が盛んとなり、この方面の數多の論文が發表され、さらに本書の出現もみられるに至つたのであつて、この點からして本書はまず意義がある。[4]

損害保險は、その對象とするところが殆んど社會萬般にわたり、從來の法律解釋學の制約を受けつつ經濟に敏感に現象し、しかもいわゆる大數の法則を應用した學理的根據の上に仕組まれたものであつて、その學理と實際とが極めて密接に關係していることは他の事業にみられない著しい特色である。學理と實際の研究の兩者いずれをも蔑にはできないが、本書は主として「損害保險事業に關するあらゆる數字的データを基礎として事業經營の現實の形態をとらえ、

さらに事業經營はいかに在るべきかを檢討することをテーマとする」（一頁）ものであつて、「昭和二十六年―二十八年におけるわが國の民營損害保險事業關係の各種の數字を基とし、また一方において戰前、すなわち昭和九年―十一年度の數字ないしは歐米との比較を行いつつ、損害保險經營についての分析を行つたもの」（序）にして、多年損害保險業界にあつて實際と實務を熟知せられている鈴木氏（東京海上火災財務部第二課長）市川氏（住友海上火災企畫課勤務）の分擔執筆（第一部―鈴木氏、第二部―市川氏）に成るものであり、本書の研究結果がよし兩氏の期待せられたごとく「すべての損保企業體にまたいかなる國においても」（一頁）妥當するかどうかは暫くおくとしても――兩氏は「本書の主な目的とするところは民營事業における損保經營を前提としかつわが國の損保事業について最近の業績を檢討しその在るべき姿について若干の分析を試みようとするものであつて、そこにおのずから本書の範圍は限定されよう」（一頁）と一應斷つてはあるが――なおかつ本書が極めて斬新にして有益なる成果に富むものであることには疑いはない。

（註3）　例えば酒井正三郎氏「保險經營學」（昭和九年三月十九日、森山書店）、印南博吉氏「保險經營經濟學」（昭和十六年六月十五日、笠原書店）、同じく「保險論」（經營經濟學大系22、昭和二十七年一月三十日、三笠書房）

（註4）　保險學體系における保險經營論の位置を示す一例をあげると、シュミット［Schmid, R., Beitrag zur Systematik der Versicherungswirtschaftslehre. (Das Versicherungsarchiv. 1934. Nr. 4) S. 295.］は以下のごとしとしている。一、保險および保險經濟論の概念　二、保險經濟論の體系　三、保險經濟論の方法論　四、經濟全體における保險の地位および保險經營に對する非經營的要因の作用　五、保險經營靜態論（一）資本論、（二）勞働論、（三）企業形態論、（四）立地論、（五）經營經濟的企業危險論　六、保險經營動態論（一）組織論、（二）收益論、給付評價論、（一）募集論、（二）申込論、（三）危險分類論、（四）保險關係論、（五）保險料論、（六）財産管理論、（三）費用論、給付生産論、（一）直接費用論、（二）間接費用論、（四）損益論、（一）損益源泉論、（二）損益分配論　七、保險經營會計論（一）原價計算論、（二）簿記、（三）經營經濟的統計、（四）經營經濟的計畫　八、保險經營の管理。

本書は全三部より成る。「第一部　營業狀況の分析」（一―二七頁）、「第二部　財務狀況の分析」（一二一―二七六頁）、「第三部　付表」（全三八頁）である。第一部では保險料、保險金、經費率等の檢討が試みられ、第二部では財務狀況の分析が展開されている。しかしてこれら損害保險の「經營論においてまずその前提となるべきものは云うまでもなく數字的データである」（二頁）が、わが國損害保險事業についての基本的な統計としては大藏省の保險年鑑があるが、これだけでは本書の推論上不十分であるとし、これにあわせて日本損害保險協會作成の各社事業成績一覽表、損益計算書、貸借對照表および總合表等をも、その數字的根據として利用し、これらの數的資料、統計資料が第一部には六十五表、第二部には九十表さらに第三部には精細なる二十四表が集錄せられて、本書の讀者に多大の便利・實益を供している。

損害保險經營はいかに在るべきか。從來の「收入が多く支出が少なく」（四頁）の單純な、常識的な解答・結論に滿足せざる本書は、まず損害保險經營の營利性と社會公共性との關連の研究から出發する。住宅、家財等を對象とする火災保險や自動車保險における賠償保險等の大衆性、また損害保險事業の、地域的纖維業や食品業に比較して、全國的なスケールにおいて廣くその對象を求める事實、「また不特定多數の契約者を對象とし、事故が生じた場合は確實に保險金の支拂を保證するという損害保險事業の本質」（五頁）からして、その福祉性、公共性は「相當に高く評價する必要がある」（五頁）。「このように損保事業の公共性を相當程度評價すべき以上、これに對比せしむべき營利性についても無制限な營利の追及は當然抑止せらるべきであつて、そこに公正妥當な營利的限界、すなわち適正利潤が求められなければならない」（五―六頁）。よつて第一部を「適正利潤」（六―一五頁）、「經營分析の基準」（一五―一七頁）の問題から始めて、「損害保險事業の概況」（一八―二九頁）、「保險料」（三〇―五四頁）、「保險金」（五五―六五頁）、「經費」（六六―八四頁）、「經費率」（八五―九九頁）および「經營效率」（一〇〇―一一七頁）の研究へと、「損益計算書を中心としたいわゆる動態的分析」（一二一頁）を進めている。

第二部では、第一部が譲つている貸借對照表の靜態分析が行われている。「貸借對照表においては借方の部に使用總資本の運用狀況が、また貸方の部にその資本の源泉が示されている」（一二一頁）からである。次いで同じく第一部の事業損益に限定された動態分析の後を受けて、事業外損益ないし純損益について論及し、經營分析の方針に關しては、損害保險會社間の質的、規模的相違の相當顯著なことと、事業の特質上一般財務原則が必ずしも妥當しない理由からして、標準比率の檢討を排して、本書は「まず『現在の姿』の把握に重きを置くもの」（一二三頁）であり、もつて「最近のわが國損害保險會社全體の平均的狀況を年度別に比較してそのすう勢を觀察しつつ、あわせて個々の經營の構造・活動を明らかにし、その收益性、安全性等を觀察するものであり、少くともそのための資料を提示しようとするものである」（一二四頁）。第二部の內容とするところは、「資産」（一二六―一五九頁）、「負債および資本」（一六〇―二〇六頁）、「資産と資本との相互關係」（二〇七―二二八頁）、「利益狀況」（二二九―二六八頁）および「財務狀況の總合的觀察」（二六九―二七六頁）等である。[5]

（註5）　參考として葛城照三氏「損害保險經營論」の內容を示すと次のごとくである。

一、損害保險事業經營の綜合觀察　（一）損害保險事業概觀　二、損害保險事業經營の會社別觀察　（二）保險料及再保險料　（三）支拂保險金及再保險回收金　（四）事業費、稅金及再保險手數料　（五）責任準備金　（六）支拂備金　（七）資産及負債　（八）收益

損害保險實務講座　第二卷「損害保險經營」の內容。一、損害保險會社組織　二、損害保險會計　三、代理店　四、日本損害保險市場　五、英國損害保險市場　六、米國損害保險市場　七、歐洲大陸損害保險市場

問題を營業狀況に限定して考察してみれば、損害保險事業が健全な經營を維持・推進するためには、「(一)適正な損害率を維持すること。(二)經費率を低め、資産收益をもつて人件費、物件費をできるかぎりまかなうこと。(三)現行損害保險制度の質的な進歩改良を圖ること。(四)各社がそれぞれなんらかの營業保險種目に特殊性を見出すこと。」(一一七頁)と明確に指摘し、さらに損害保險企業の靜態分析の最終的な結論として、「(一)運用資産の絶對額の增加と運用方法の適正化を圖る必要がある。(二)責任準備金の積立ないし諸準備金の增加等によつて資本の蓄積を圖る必要がある。」(二七六頁)、動態分析の最終的結論として、「(一)純利益構成の適正化すなわち營業外利益を擴大する。(二)そのための必要條件の一つとして利息、配當金收入を擴大することの必要性が指摘される。」(二七六頁)とする本書は、正確な保險學の知識と廣範な經營理論の活用により、數多の資料を基礎とする、損害保險業界の實際・實務の經驗に則した學理研究の成果の結實せるものであつて、數少ないわが國の損害保險經營論の書物と伍して、その價値は極めて高く評價されるであろう。(A5版、二七六頁、付表三八頁、表索引四頁、昭和三十年五月一日、保險研究所、五五〇圓)　(庭田　範秋)

家永三郎著

『數奇なる思想家の生涯』

——田岡嶺雲の人と思想——

一

著者は、この書の冒頭に、「田岡嶺雲は、忘れられた思想家の一人である」と書いて居られるが、まことに嶺雲の名前は、今日のわれわれにはすつかり忘れられて、知る人も少い。明治の時代には著名な評論家として、有能なジャーナリストとして、或はまた思想家として、はなばなしい活躍をした嶺雲は、わずか五十年しかたつていない今日、何故に忘れられてしまつたのだろうか。幸德秋水や堺利彦と親しく、大町桂月や泉鏡花と交わり、夏目漱石にも知られ、これらの人々とともに、新聞や雜誌に論陣をはつた嶺雲の名は、何故にかくも埋もれてしまつたのだろうか。この理由について、著者はつぎのように云う。「それは、彼の評論が、梅溪のいわゆる『直筆忌憚するところがなく』、またあまりに『覇氣、血氣、客氣が一時に流露して』いたため、時の政治權力者の憎しみを買い、その主要な著書がことごとく發賣禁止の處分に附せられたためである。いつたい新聞とか雜誌とかに文章を書いていると、多數の世人に讀んでもらえる可能性が多いのであるが、新聞雜誌はおおむねその場かぎりで讀み捨てられて、後に保存されることがほとんどないため、いくら名論卓說でも、つぎの時代になると、誰ももう知らないという結果になつてしまう。これに反し、單行本は、新聞雜誌より發行部數のずつと少いのが普通であるが、それほど價値の高くないものでも、新聞雜誌よりは保存率はずつと高く、從つてつぎの時代以後になつてからも、割合に讀み直される機會に惠まれるものである。不幸にして代表的單行著作をことごとく禁止された嶺雲は、多くの名篇を新聞雜誌の上にのこしたにもかかわらず、歿後はまつたく忘れられた文人の域に入つてしまつたのであつた。思想家の運命のはかないことかくのごとくであるが、彼は價値のない思想家であつたが故に忘れられたのではなく、反對に彼の價値があまりに高かつたが故に、忘れ去られる條件をつくり出したのであることを看過してはならぬ。なぜならば、彼の代表著作がことごとく發賣禁止になつたということが、それ自體、彼の筆力のいかに鋭かつたかを物語つているからである」と(五—六頁)。

それならば田岡嶺雲とは、一體どのような人物であつたろうか。

二

田岡嶺雲は明治三年、自由民權運動の發祥地である土佐藩の士族の三男として生れた。もちろん士族といつても、陪臣にすぎずきわめて身分も低かつたから、生活は苦しかつた。しかし家柄において何の誇るべきものをもたない嶺雲の生家には、從つてまた多くの舊家に見られるような貴族的な氣風というものはなかつたようで、比較的自由な雰圍氣が存していたのかもしれない。彼は、明治時代にその少年時代をおくつた人の常として、小學、國史略、日本外史、十八史略などによつて、漢學の敎養を身につけ、幸にも十一、二歲の頃には英語を學ぶ機會に惠まれ、これによつて彼の眼は外へひろくむけられることとなつた。

明治初年の高知といえば、自由民權運動が嵐のようにわきおこつた土地であつた。われわれがすぐ腦裡にうかべる人々は、たとえば植木枝盛(もり)であり、板垣退助であり、更にのちに無政府主義者となつた幸德秋水であろう。わが田岡嶺雲は、このような自由民權運動の鬪士たちが、專制主義、絶對主義の明治政府に對して、身命を賭して鬪つている姿を眼のあたり見て感激し、彼等の演說會にひそかに出入して、幼い胸をときめかす多感の少年であつた。政治に對する鋭い感覺、社會評論家としてのすぐれた感受性、有能なジャーナリストになくてはならぬ正義感などは、嶺雲が生れながらにしてもつていたものではあるが、その天稟はすでに、この當時からあらわれはじめていたと思われる。この著書の題名の示すように、數奇な思想家であつた嶺雲は、多くの紆餘曲折をへて、明治二十七年、東京帝國大學の選科を卒業したが、それより數年前、まだ彼が水産傳習所の學生であつた頃、偉大なキリスト者内村鑑三の講義をきく機會をえた。そして、魚類解剖の講義よりも、「僞善者たるな」という内村の一語を、終生肝に銘じて忘れなかつたといわれる(二五頁)。

まことに彼は、生涯を通じて僞君子ではなかつた。俗物ではなかつた。「試みに明治の思想家で、批判的反權力的な活動をした人たちを拾つて、その學歷を調べてみると、帝國大學の卒業生なぞはかえつて探すのに骨の折れるくらいで、たいていは、私學、又は官學でも傍系の學校の卒業生か、そうでなければろくすつぽ學校らしい學校を出ていない人たちばかりであつた。二葉亭四迷は帝國大學の卒業生であるか？内田魯庵は帝大を出ているか？北村透谷は？石川啄木は？片山潛は？安部磯雄は？内村鑑三は？山路愛山は？木下尙江は？幸德秋水は？横山源之助は？こう數えたててくると、文壇に論壇に革新的なしごとをして來た人物が、申し合わせたように帝國大學以外で育つて來た人たちばかりではないか。帝國大學は半封建